

新潟県一山村における「亭主役」と親分子分慣行

— 新潟県妙高高原町杉野沢地区の事例 —

佐藤 康 行

従来の親分子分関係の研究は、主として山梨県をフィールドにしておこなわれてきたため、その多様性が十分に明らかになされてきたとはいえない。本稿では、新潟県妙高高原町杉野沢地区の親分子分関係を考察した。

杉野沢の親分子分関係は、主として農作業の共同集団であるマキの内部で結ばれてきている。マキは、本分家のほかに、婿や養子をやったりもらったりしている本家格の家とその分家を含んでいる。親分子分関係は、マキの内部で、主に本家格の家どうしが互いに親分子分をしあう形態と本家格の家が分家格の家を子分にする形態の二つがある。しかも、それらはいずれも世襲的、主従的ではなく、親和的融和的である。その点で、杉野沢の親分子分関係は、「大垣外型」と「上湯島型」の複合ないし中間と考えられる。親分子分関係のこのような性質は、家の行事を司る「亭主役」の性質と同じである。杉野沢においては、かつては「亭主役」は婿や養子をやったりもらったりしてきた家で、なおかつ妻の実家であったり、姉妹が嫁いでいる家どうしの間で相互におこなっていた。また、本家が分家の「亭主役」をおこなっていたばかりでなく、妻の実家や婿にいった家が「亭主役」をおこなっていた。「亭主役」が有するこのような家の関係は、家の系譜関係に基づく権威並びに主従関係を壊す側面をもっている。親分子分関係が必ずしも本分家関係と重複せず、親類関係の間で結ばれていることのために、「亭主役」が有する家の性格が窺えるのである。

〔キーワード〕 親分子分関係 亭主役 親類関係

一 はじめに

近年、人類学の研究がその広がりや深みを増すにつれて、欧米の日常語から構築された「家族」概念が、人類に普遍的に妥当しないことが次第に明らかにされつつある。家族の理解にあたって、文化の多様性を踏まえた理解が必要とされるだろう。現代のわが国の家族を理解するにあたって、家の観点から家族の変容と多様な性格を明らかにすることは重要であると思われる。親分子分の問題は、家の理解ばかりでなく政治や博徒、会社組織など広く社会一般を理解する上でも重要である。

親分子分の研究は、戦前、柳田国男や有賀喜左衛門、喜多野清一らによって着手され、戦後「有賀Ⅱ喜多野論争」において争点の一つとなり、その後服部治則によって大きく進展したことは周知のとおりである。しかしながら、服部がおこなったフィールドが山梨県の村落に集中していたこともあり、親分子分慣行の多様性が十分に明らかにされたとはいえない。山梨県の村落以外にみられる多様な親分子分慣行を明らかにする必要があるであろう。

新潟県においては、西蒲原郡から西頸城郡にかけて、家の行事をおこなう上で式の一切を指図(世話)する「亭主役(ティッシュヤク)」をおく習俗がみられる。従来、この習俗が取り上げられることは少なかったように思われる。本稿では、新潟県の一山村を事例にとり、親分子分慣行を「亭主役」の習俗との関連において考察し、あわせて「大垣外型」および「上湯島型」との比較を通してその特徴を考察してみたいと思う。

表 1 戸数と人口の動向

年次	天和3年 1683	延享3年 1746	文化8年 1811	明治11年 1878	大正5年 1916	昭和11年 1936	昭和30年 1955	昭和40年 1965	昭和50年 1975	昭和59年 1984
戸数	64	75	156	177	179 (204)	214	245	251	274	289
人口	—	682	729	—	1,169	1,386	1,335	1,182	1,028	955

注) ()内は本籍

『百年の歩み 杉野沢小学校』『中頸城郡誌』

および役場資料より作成

二 村落におけるシンルイと労働組織

1 調査地の概況

妙高高原町杉野沢地区は、新潟県の西南にあって長野県と隣接している。妙高山の麓、標高七百メートルに位置する山村である。杉野沢の面積の九三〇余りは、山林で占められている。杉野沢は、昭和三十一年に旧名香山村と合併して妙高高原町をつくり、こんにちに至っている。

杉野沢の戸数と人口の変遷は、表1のとおりである。戸数はこれまでほぼ増加の傾向にあるが、人口は昭和十年代まで増加してきたが、それ以後は減少の一途をたどっている。近世には名子が著しく増加したことによって、戸数が増えている。昭和五十九年現在で、戸数二八九戸のうち農家は一五六戸であり、農家率五四・〇%、平均耕作面積は五四アールである。経営規模別に農家数の推移を表2からみると、〇・三一〇・五ヘクタールの層が増加しているが、ほとどの農家とも経営規模を縮小する傾向がみられる。昭和五十五年に実施した町の営農意識調査をみても、経営規模の零細や後継者の問題などを理由にあげて、兼業にこれから力を入れると答えている農家が大半であった。

杉野沢では、戦前まで重立支配がおこなわれてきたが、重立といっても小地主であっ

表 2 経営規模別農家数の推移 —杉野沢— 戸(%)

年次	総計	0.3ha 未 満	0.3~0.5 ha	0.5~0.7 ha	0.7~1.0 ha	1.0~1.5 ha	1.5~2.0 ha	2.0~2.5 ha
1960	183 (100.0)	33 (18.0)	36 (19.7)	38 (20.8)	38 (20.8)	26 (14.2)	11 (6.0)	1 (0.5)
1965	182 (100.0)	29 (15.9)	41 (22.5)	37 (20.3)	35 (19.2)	26 (14.3)	11 (6.0)	3 (1.6)
1970	182 (100.0)	31 (17.0)	41 (22.5)	76 (41.8)		25 (13.7)	9 (4.9)	—
1975	164 (100.0)	36 (22.0)	51 (31.1)	61 (37.2)		15 (9.1)	—	1 (0.6)
1980	156 (100.0)	32 (20.5)	50 (32.1)	59 (37.8)		13 (8.3)	2 (1.3)	—

(農林業センサス)

た。そのため重立の発言力が弱く、小前に発言力があったことから、かつては村議会が紛糾することが多く、周囲の町村から「けんか村」と呼ばれた。明治十一年の階層構成は、中前中戸六戸(三・四%)、同下戸二十戸(二一・三%)、小前上戸三四戸(一九・二%)、同中戸三二戸(二八・一%)、同下戸七四戸(四一・八%)、番外一戸(六・二%)となっている。⁽³⁾

杉野沢では、かつては水稲のほかに焼畑耕作、木材と木炭の販売、あるいは季節雇いなどによって生活を送ってきた。ところが、焼畑がおこなわれなくなり、木材や炭の販売が衰退するにつれて、常勤が増加し、民宿を経営する農家が増加してきた。昭和三九年のスキー場の建設に伴い、農家は山林を売却した資金で家を民宿に改築していった。昭和六十年現在で、杉野沢の旅館・民宿は一〇七軒(このうち農家は七六軒で、ほぼ二軒に一軒の割合)あり、冬のスキー客が大半利用している。

2 系譜関係と共同関係

戦時中は杉野沢の戸数は二〇〇戸位であったが、当時の性別構成は、おおよそ岡田姓八〇戸、竹田姓六〇戸、鴨井姓四〇戸、山川姓二〇戸位の割合であったといわれている。同姓であっても系譜を異にするものが

表 3 農家の家族形態

戸 (%)

家族形態	総 数	内 訳			
		アトトリ(男)が同居している	娘が同居している	子供には男も全員の他に	子供は娘だけが出ている
I 直系家族	68 (43.6)	65	—	2	1
II 夫婦家族	78 (50.0)	47	10	18	3
III 複合家族	10 (6.4)	—	—	10	—
計	156 (100.0)	112 (71.8)	10 (6.4)	30 (19.2)	4 (2.6)

(聞き取り)

多く、家系が多岐にわたっている。同族の呼称にはマキが使われているが、一般にマキの前に屋号を付して「〇〇マキ」として使われている。本家はホンケ、分家はエエモチという。マキには本分家のほか婿や養子を二、三代にわたってやりとりした家が含まれる。マキの中心(マキオヤ)には本家があるとは限らず、分家であっても有勢な第一分家を中心になっている場合がみられる。マキは一部のメンバーが二つのマキにだぶっており、ずれながら連鎖している。かつては田植や稲刈などの農作業は、マキでおこなってきた。同一の家が複数のマキに属することもある。現在ではマキという呼称は用いられておらず、シンルイという呼称が用いられている。新潟県で広く用いられている「重親類(オモシンルイ)」という呼称は用いられていない。

村内婚の割合は、かつては高かったと思われる。世帯主の代で六八軒(四三・六%)が村内婚である。しかし、アトトリの代で八軒(五・一%)と、村内婚が急速に減っている。農家の家族形態をみると(表3)、夫婦家族が半分であり、直系家族は四三・六%ある。アトトリ(娘も含む)の同居が、七八・二%と高い。

世帯主が勤めに出ている農家は四九軒(三一・四%)で、大工や日雇いに出ている農家は一三軒(八・三%)である。アトトリは、六五軒中六一

表 4 農作業と農機具の共同関係 件数 (%)

関 係	受 委 託	農 機 具		草取りの共同
		共同所有	貸 借	
本 家 分 家	3 (6.5)	3 (20.0)	3 (11.5)	4 (9.8)
世帯主の兄弟姉妹の家	7 (15.2)	1 (6.7)	1 (3.8)	16 (39.0)
妻の兄弟姉妹の家	7 (15.2)	5 (33.3)	2 (7.7)	
友 人 (知 人)	14 (30.4)	3 (20.0)	2 (7.7)	16 (39.0)
親 類	2 (4.4)	1 (6.7)	1 (3.8)	2 (4.9)
そ の 他	8 (17.4)	1 (6.7)	11* (42.3)	3 (7.3)
不 明	5 (10.9)	1 (6.7)	4 (15.4)	—
計	46 (100.0)	15 (100.0)	26 (100.0)	41 (100.0)

注) *は農協が10件である。なお、一軒で複数ある場合も数えている。(聞き取り)

軒が勤めに出ている。民宿の仕事は、世帯主の妻もしくは嫁を中心として営まれている。

表4は、農作業と農機具の共同関係についてみたものである。受委託をおこなっている農家は四六件あるが、そのうち友人関係が一四件(三〇・四%)と最も多い。これは基盤整備に伴い、田が隣りあう者の間で受委託をおこなう場合がでているために増えたものと考えられる。つぎに、世帯主夫婦の兄弟姉妹の家が七軒(一五・二%)ずつと多い。農機具の共同所有は、一五件と多くはないが、そのうち世帯主の妻の兄弟姉妹の家が、五件と最も多い。農機具の貸借は二六件であるが、そのうち一〇件が農協から借用している。田の草取りは、二番草のみ共同(エイ)している。エイをする関係は、世帯主夫婦の兄弟姉妹と友人関係がともに一六件(三九・〇%)と多かった。このように、こんにちの農作業や農機具の共同関係は、世帯主夫婦の兄弟姉妹や友人関係の間で結ばれている。つぎに、農家番号⑩を事例にとって、

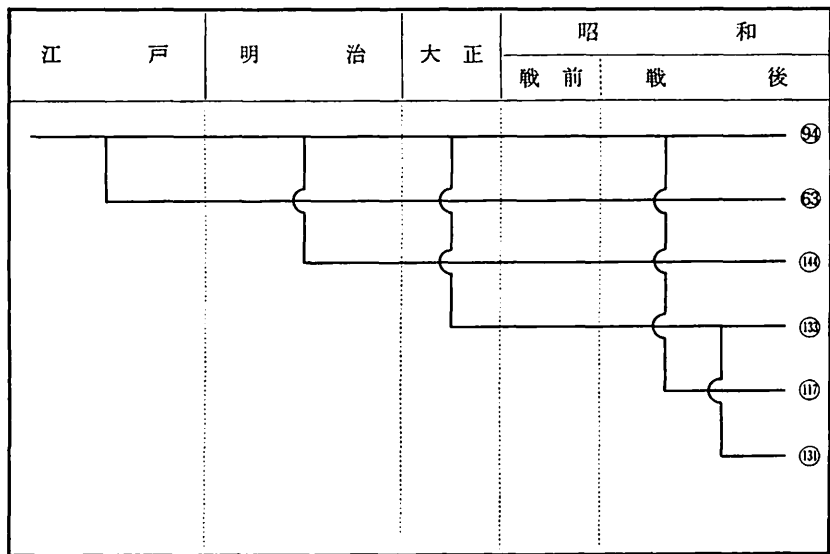


図 1 ⑨④の系譜関係

(聞き取り)

系譜関係と共同関係の事情をみていくことにしたい。

図 1 は、⑨④の系譜関係である。⑨④は本家で、確認できたところでは現在九代目である。分家は⑥③が最も古く、分家時期は明治以前であり、現在八代目である。明治以降は、⑭④、⑬③、⑰③と一代に一軒つつ分家をだしている。⑭④は長兄が分家したもので、次三男は養子にでて、当時は末の娘が家を継いでいる。彼女には子供がなく、夫の実家⑭④から養女をもらい⑰③から婿をとっている。⑱③は世帯主の父の姉が分家したもので、⑱③から婿をとっている。以上から、男性が必ずしも家を継ぐとは限らない点や姉の分家があること、婿や養子のやりとりがみられることなどが窺われる。これらの点はほかの家にもみられることから、杉野沢では一般的におこなわれていたと考えられる。

表 5 は、⑨④のシンルイである。⑨④によると、このうち⑨④のマキに属していないのは第一分家の⑥③と⑰③の二軒で、そのほかは属している。⑥③がマキに入っていない理由はわからないというが、それまで婚姻関係がなかったことに因るものと思われる。このうち、世帯主の弟である⑰③のみ、現在⑨④のマキに入っているという意識がある。⑱③と⑱③は自分のマキを主張している。嘉

表5 ㉔のシンルイ

農家 番号	家族 形態	田の 規模 (m ²)	山林の 規模 (m ²)	稲刈の 共同	田の 受託* 委託**	トラク ターの 共同	田植の 共同	常勤者 の 属性	㉔との関係
㉔	Ⅲ	2,477	73,209	○	—	○	○	アトトリ	—
㉕	Ⅱ	8,979	12,706	—	**	—	○	世帯主 アトトリ	分世の家 妹
㉖	Ⅱ	4,683	—	—	—	—	—	世帯主	分(3代目) 家
㉗	Ⅰ	2,937	6,130	○	—	○	○	(商店)	分世の妻の家 実家
㉘	Ⅱ	1,949	1,536	—	—	—	○	世帯主	分世の家 弟
㉙	Ⅱ	3,377	—	○	—	○	○	世帯主	㉙の分家 世の妻の妹
㉚	Ⅰ	5,260	10,519	—	—	—	—	世帯主	三代前に養子を だす世の母の 実家
㉛	Ⅰ	2,971	3,327	—	—	—	—	(商店)	以前に養子を もらい婿を だした
㉜	Ⅰ	5,756	—	—	*	—	—	世帯主	以前に婿養子 をもらった
㉝	Ⅱ	3,479	1,672	—	**	—	—	—	世の祖母の 実家
㉞	Ⅱ	3,770	2,706	—	—	—	—	—	㉞に婿を だした
㉟	Ⅰ	6,312	58,706	—	—	—	—	世帯主	㉟から嫁、互 いに親分した

注) 家族形態は表3に準じる。世は世帯主の略。田山林は役場資料。(聞き取り)

永二年(一八四九年)に㉔は墓をつくっているが、これは㉔と㉔と共同で建てている。田植や稲刈、草取りなどは、戦後、機械化されるまでは表5のシンルイで共同していた。それに、「子分」が手伝いに来た。このうち㉙のマキには、㉙と㉙がだぶってはいっている。現在、㉔はトラクターを㉙と㉙と、田植機を㉙と㉙、㉙、㉙とそれぞれ共同している。稲刈は、㉙と㉙と一緒にしている。これらの共同している家は、分家ないし孫分家であるが、㉕は世帯主の妹、㉙は世帯主の妻の実家、㉙は世帯主の弟、㉙は世帯主の妻

の妹であり、きわめて近い親類である。こうした近い親類にない分家⑭との間には、何ら共同関係がみられない。したがって、農作業や農機具の共同は、こんにち近い親類の間でおこなわれているといえる。草取りの共同は、その年によって都合のよい人と組む家が多く、固定したメンバーでおこなっていることはむしろ稀である。⑭の場合、宅地や畑を借りている人が、「小作料の代わり」に手伝いにきている。これらの家は、稲刈のさいにも手伝いにきている。

分家するさいの分与についてみると、⑬の場合には家屋敷と田、山林が分与されているが、その量は不明である。⑭の場合には家屋敷は分与されているが、ほかの田畑、山林については不明である。⑮と⑯は、いずれも家屋敷、田二反、山林少々分与されている。⑰が⑱より分家した時は、家屋敷と田四反が分与されている。このように、分家にあたっては、家屋敷と田、山林が少し分与されている。⑲は、明治の「地券名寄仕訳書」(年数は不明)によると、田一・三町、畑一・一町所有しており、村内でも比較的有力な本家である。家屋敷のほか田畑、山林が分与されるのは裕福な本家の場合であり、家屋敷だけのこともあれば材木だけのこともあり、本家の家産に応じて分家の分与は大きく異なっている。したがって、多くの場合、かつては、分家は本家に何程か依存した生活をおこなっていたと思われる。マキはメンバーが助けあって生活をおこなう組織であり、それゆえ強い絆で結ばれる必要があったのであろう。

三 「亭主役」と親分子分慣行

1 「亭主役」と親分子分の習俗

杉野沢には、新来住者を除いて、各戸には家の行事を世話する「亭主役(テイシユヤク)」がいる。また、婚姻のさいに

は、ナカウド（チュウニンともいう）をたてる習慣がある。ナカウドは「親分」、新夫婦は「子分」とそれぞれ呼ばれる。「親分」は「子分」より一世代以上うえの者か、少なくとも年長の者となっている。「亭主役」と「親分」のどちらも、系譜関係とか個人的力量などによって個人的に多寡の違いがみられる。それでは、まず始めに、「亭主役」と「親分」がどのような役割を果たしているのかを婚礼と葬式を例にとってみておくことにする。⁽⁵⁾

杉野沢では、祖父母などが孫の結婚相手を親類に頼みに行く場合が多かったという。頼まれた人は適当な娘がいる家に、菓子折とノシ紙に風呂敷を包んだものを持って何う習慣がある。数日後、風呂敷を返しに来たら、断わりの印である。話がまとまったら、ナイショザケをする。仲介者がナカウドになるしきたりである。この時は、ナカウドと婿方のだいじな親類（「亭主役」の人ではない）とが、嫁方に酒一升と魚代、金一封を持参し、ホンザケの日程を取り決める。その後、婿の男親が一人で嫁方に挨拶に行く。ホンザケはタルイレともいったが、戦後はユイノウという言い方へ変わった。ホンザケは嫁方でおこなわれる。この時は、ナカウドの男性と婿方のだいじな親類が酒一升持参する。ナカウドと婿方の親類はショウザに座り、その両側に嫁方とその親類とが座った。末席には嫁方の「亭主役」が座り、式の一切の進行をおこなった。その一カ月から二カ月後に、嫁方でムコイリが、その翌日に婿方がヨメイリでおこなわれる。これらの時には、親類の人が春駒を踊ったり、御高祖頭巾をかぶって女装して踊ったりして、にぎやかだった。ヨメイリでは、ショウザには嫁を挟んでナカウドが座り、その隣に嫁の両親が座った。両側には婿方が座り、末席には婿方の「亭主役」が座り、式の進行役をつとめた。婿は席には出ず、勝手に酒の燗番をしていた。この席では、松、梅、亀を野菜であつらえたシマダイが嫁とナカウドに高砂の謡にあわせて廻ってくる。そのさいナカウドは謡を歌うか、そうでなければ短冊に祝いの歌を書いてシマダイにのせる習慣になっていた。これは昭年の初めまでおこなわれた。ヨメイリの翌日、婿方で両家の親類の女性や近所の女性に振舞いがあった。これをオチャといった。この時は、男の「亭主役」の妻が「亭主役」をつとめた。

昔は次三男が結婚する時でも、オチャをしたという。「子分」は結婚して三年位は、「親分」の家に正月挨拶に行く。「子分」は酒二升持参し、反対にお年玉をもらった。普段行き来のない家ほど、「子分」が「親分」に挨拶に行く期間が長い。御盆の時は、「親分」の初盆の時のみ挨拶に行った。

杉野沢の「親子成り」は、以上のように結婚のさい仲人親をたてる習慣のみである。昔は名付け親というのも聞いたことがあるという人はいたが、詳細は不明である。杉野沢の親分取りを上湯島のそれと比較してみると、杉野沢では親子益がない。嫁が婿とは別に親分をとることもない。それから親分が結婚式を主宰することはないし、式において着物や反物を買ってやることもない。「親分」が「子分」の相談にのったり、生活の面倒をみることは、むしろ少なかったと考えられる。杉野沢では、次三男が結婚して村外に住む場合でも、親分取りがおこなわれることは少なくない。この場合、「親分」が「子分」の面倒をみるのが少ないのは当然であろう。「親分」を頼むのは、「遠くたったいだいな親類を近くするため」である。もっとも、最近では「親類を増やさないように近い人に頼む」そうである。

一方、葬式についてみると、喪家は自分が属している組の組長に、葬式の日程について話に行く。「亭主役」は故人に近い人がなることが多い。彼は式がとどこおりなくおこなわれるように指図する。葬式の場合は、同じ組の組員が一切の下働きをする。坊様を呼びに行ったり、棺を担いだり、穴を堀ったり、藁を持ち寄ってノウバゴシエをするのも組員の役目である。親類や故人の「子分」は、組員に混ざって手伝いをする。親の「親分」が亡くなった時も手伝いに行くという。表6は、㉔の世帯主の祖母の葬式における焼香の順序と香典額をみたものである。故人が「親分」である場合はもちろんのこと、親の「親分」であっても焼香に来ていることがわかる。焼香の順序をみると、故人に近い人から始めて世帯主の兄弟姉妹で終わっているが、「子分」たちは世帯主の兄弟姉妹の前に焼香している。「子分」であっても、互いに「親分」を交互にしてきた㉕や第一分家の㉖は、比較的早い（㉗は離婚したため、世帯主の父の元子分である）。香典

表 6 ㊤の世帯主の祖母の葬式における焼香の順序と香典額 (金額の単位=千円)

農家番号	子分	㊤との関係	香典額	初七日	三十五日	一回忌	三回忌	七回忌	十三回忌
㊤	—	世の父	—	—	—	—	—	—	—
㊦	—	故人(養女)の実家	1+4升	1	2	2	3	10	3
—	—	世のオバ(父方)	5	—	—	5	5+ α	20+ α	20
—	—	世のオジ(父方)	5	—	3	5	5+ α	10	20+ α
—	—	世のオジ(父方)	5	—	3	5	5+ α	10	20+ α
㊨	—	分家(世のオバ・父方)	5	3	3	5	5	10	3+ α
㊩	—	故人の父の実家	1+3升	0.5	1	1.5	2	3	3
㊪	—	世の母の実家	2+4升	1	1.5	2	3	5	3+ α
—	—	故人のオイ	2	—	—	—	3	5	5+ α
—	—	世のオジの上司	0.5	—	—	—	—	—	—
—	—	国会議員	1	—	—	—	—	—	—
—	—	町の住民課長	1	—	—	—	—	—	—
㊫	—	故人の姉の家	2+2升	—	2	2	3	3	3
㊬	—	同上	1+2升	—	1	1	1	3	3
—	—	世のオバの養理の兄	2+2升+ α	1	2+ α	2	3	5+ α	3
—	—	故人の妹の家	1.5+2升	1	1	1	1.5	3	3
㊭	—	同上	1.5+2升	1	1	2	2	5	3
非農家	—	同上	3+2升	0.5	1	2	2	5	3
㊮	—	世のオバ(母方)	1+2升	1	1	2	2	3	3
—	—	同上	0.5+2升	1	1	1	2	3	3
—	—	故人のイトコ	—	—	—	3	5	10	5
㊯	—	3代前の分家	1+2升	1	1	2	2	3	3
㊰	*	世のイトコ	2+2升	1	1	1.5	—	3	3
㊱	** **	古い分家の世の姉の家	2+3升	1	1	2	3	10	3+ α
㊲	** 元子分	㊮の分家	1+2升	0.5	1	1	2	3	3

農家番号	子分	㊦との関係	香典額	初七日	十五日	一回忌	三回忌	七回忌	十三回忌
—	—	世の母のイトコ	1+1升	—	1+ α	1	—	—	—
—	—	世のオバ(母方)	2	—	—	—	—	—	—
—	*	世のオバの義理の弟	2+ α	—	—	—	2+ α	5	3
—	—	同上	1	—	—	—	—	—	—
㊦	—	故人の姉	0.5+1升	—	—	—	—	—	—
—	—	故人の弟の家	1+2升	—	1	2	2	5	3+ α
非農家	—	世の義理の姉	2	1	—	2	3	5	3+ α
—	*	世の義理の兄	2	—	—	2	3+ α	7	3+ α
㊨	—	世の妻の妹	2+2升	1	2	3	3+ α	3	3
—	—	故人の実家から嫁にいった家	0.5+1升	—	—	—	—	—	—
㊩	—	—	0.5+1升	—	—	—	—	—	—
㊪	—	世の義理のオジ	0.5+1升	—	1	1	1.5	3	—
㊫	*	故人の子分	0.5+1升	—	—	—	—	—	—
㊬	*	同上	1+2升	1	1	1	—	3	—
非農家	*	同上	1+1升	1	—	1	2	3	3
非農家	**	遠い親類	1+2升	0.5	1	1	1	3	—
㊭	—	世の弟の家	1+1升	—	1	1	1	3	3
㊮	*	遠い親類	1+2升	1	1	2	2	5	3
㊯	*	保証人をした	2+2升	1	1	2	2	5	3
㊰	—	分家(世の弟)	2+2升	1	1	2	3	10	3+ α
—	—	世の妹	2	1	1	2	3	5	—
—	—	世のオジ(父方)	2	1	2	2	—	10	5
—	—	世の妹	5	—	1	2	3	10	3
—	—	同上	3	2	1	2	2+ α	5	—
—	—	故人の実家から嫁にいった家	2	—	1	2	2+ α	5	—
—	—	故人の父が人話をした	0.5+1升	—	0.5	1	2	2	—
非農家	—	田を貸した人	0.5+1升	—	1	1	2	5	—

農番	家号	子分	㊤との関係	香典額	初七日	三十日	一回忌	三回忌	七回忌	十三回忌
—	***		㊤の長男(他出)	—	—	—	—	—	5	—
—	—		世の妻のの 義理の兄に かっ嫁に人 いたた	2	—	—	2	2	—	—
㊤	—		㊤の父が 世話をした人	1+1升	—	1	1	1.5	—	—
㊤	—		世の父が 世話をした人	0.5+1升	—	0.5	—	—	—	—

注) 世は世帯主を表わす。*=故人の子分、**=世の父の子分、***=世の子分を表わす。農家番号の空欄は村外。なお、杉野沢では十三回忌の前に香典を3千円に統一している。升は米の量。αは線香もしくはローソク。三回忌は曾祖父の五〇回忌、曾祖母の三三回忌、祖父の二三回忌を、七回忌は曾母祖の三七回忌、祖父の二七回忌を、十三回忌は祖父の三三回忌をそれぞれ兼ねている。最後の七人については、焼香順の記載がない。(㊤の香典帳から作成)

額をみると、それらの家は親類としておこなっており、最後のほうで焼香している故人の「子分」の子供や遠い親類などは、親類に準じた額を持参している。米を持参するのはトキ米用である。

このほか、親分子分の付合は、とりわけ町議会議員の選挙など政治面で発揮される。しかしながら、こんにちでは仲人を会社の上司などに依頼することが多くなり、親分子分慣行が大きく変容している。「亭主役」も結婚のさいにはいらなくなっている。それでも、まだ法事や建前などにおいては、「亭主役」は依然として一定の役割を果たしている。「亭主役」は、当の家にならかわって式の一切をとりしきっているといえるだろう。

2 「亭主役」と親分子分の関係

杉野沢においては、「亭主役」は代々世襲されることなく、代替わりに伴って交代するのが普通である。また、「亭主役」は二人いることが多い。互いに気がつかない点を補いあえるからだという。表7は農家を対象にして「亭主役」の関係をみたものである。本分家関係が最も多く、他の関係との重複を含めると六七件(七〇・六%)と過半数を占めている。そのつぎが妻の実家で二六件(二七・四%)、世帯主の「親分」が二

表7 「亭主役」の関係 (%)

「亭主役」の関係	件数
本 家 分 家	45 (47.4)
(本 家 分 家) 世 帯 主 の 「 親 分 」	13 (13.7)
(本 妻 家 分 実 家) 妻 の 実 家	9 (9.5)
世 帯 主 の 「 親 分 」	15 (15.8)
ア ト ト リ の 「 親 分 」	7 (7.4)
(世 帯 主 の 「 親 分 」 家) (本 妻 の 実 家)	2 (2.1)
そ の 他	2 (2.1)
計	95 (100.0)

注) 一軒で複数ある場合も数えている。
関係の () は重複 (聞き取り)

二件(二二・二%)ある(いずれも重複を含む)。しかし、このうち世帯主の「親分」に関しては、本分家関係との重複が過半数であり、純粹にそれだけのものは七件(七・四%)にすぎない。「亭主役」は、「男と女の出場所に頼む」といわれるが、それがまさに全体の傾向にも窺える。

つぎに、親分子分の関係についてみてみよう。親分子分も世襲でなく、代替わりに伴って変わるのが普通である。表8は、村内に限って世帯主とアトトリが「親分」をした相手と、「親分」をしてもらった相手とに分けて整理したものである。世帯主が「親分」をしてもらった相手との関係が、このなかでは最も古い関係といつてよいだろう。この関係をみると、「遠い親類」が二〇件(二七・五%)と最も多く、つづいて本分家関係が一五件(二三・二%)、世帯主の母の兄弟姉妹が八件(七・〇%)、世帯主の父と世帯主の妻、および祖母のそれぞれの兄弟姉妹が七件(六・一%)、祖父の兄弟姉妹が六件(五・三%)などである。「その他」二八件の内訳は、古い付合の家、三代前に嫁をだした家がそれぞれ三件、近所の家

と以前婿をだした家が二件ずつなどである。以上から、古くは「遠い親類」や本分家関係が多かったことがわかる。と同時に世帯主夫婦と父母、さらに祖父母の三世代における兄弟姉妹とも平均して多く、合計すると三九件(三四・二%)あることにも注意したい。

そのつぎに時期的に古いのは、世帯主が「親分」をした相手との関係であろう。この関係では、世帯主の兄弟姉妹が一三件(一五・九%)

表 8 親分子分の関係 —杉野沢内— 件数(%)

親分子分の関係	世帯主の代		あととりの代	
	「親分」をした相手の家	「親分」をしてもらった相手の家	「親分」をした相手の家	「親分」をしてもらった相手の家
本家分家	10 (12.2)	15 (13.2)	1 (8.3)	5 (10.4)
以前、養子にいった家	4 (4.9)	4 (3.5)	—	3 (6.3)
祖父の兄弟姉妹の家	9 (11.0)	6 (5.3)	3 (25.0)	1 (2.1)
祖母の兄弟姉妹の家	4 (4.9)	7 (6.1)	—	2 (4.2)
父の兄弟姉妹の家	4 (4.9)	7 (6.1)	2 (16.7)	3 (6.3)
母の兄弟姉妹の家	6 (7.3)	8 (7.0)	1 (8.3)	10 (20.8)
世帯主の兄弟姉妹の家	13 (15.9)	4 (3.5)	1 (8.3)	11 (22.9)
世帯主の妻の兄弟姉妹の家	6 (7.3)	7 (6.1)	1 (8.3)	2 (4.2)
遠い親類	7 (8.5)	20 (17.5)	1 (8.3)	5 (10.4)
その他	15 (18.3)	28 (24.6)	1 (8.3)	—
不明	4 (4.9)	8 (7.0)	1 (8.3)	6 (12.5)
計	82 (100.0)	114 (100.0)	12 (100.0)	48 (100.0)

注) 一人で複数ある場合も数えている。

(聞き取り)

と最も多く、つぎが本分家関係の一〇件(二二・二%)、祖父の兄弟姉妹の九件(二一・〇%)、「遠い親類」の七件(八・五%)などとなっている。「遠い親類」が減った一方で、さきの三世代の兄弟姉妹とも平均して多く、合計で四二件(五一・二%)と半分以上を占めるに至っている。

アトトリが「親分」をしてもらった相手との関係が、さきの二つより比較的新しい関係であろうと思われる。

表 9 ⑨④と⑬⑨の「亭主役」の関係

家	世代	「亭主役」をしてもらっている関係	「亭主役」をしている関係
⑨④	世帯主の親	④⑦ 2代前に婿をもらっている、母(養子)の実家、かつ姉が嫁いでいる ⑦ 2代前に婿をだしている、なおかつ妻の実家	不明
	世帯主	⑩⑪ 分家(弟) ⑬⑭ 分家(父の姉)で、なおかつ妻の実家	④⑦ 前出 ⑬⑭ 分家(4代目) ⑩⑪ ⑬⑭の分家(妻の妹) ⑬⑭ 同左
⑬⑨	世帯主の親	⑦⑩ 妻の実家 ⑬⑭ 弟が婿にいつている、⑨④の分家 ⑩⑪ 先代に婿にいつている	不明
	世帯主	⑦⑩ 前出 ⑦⑩ 姉の嫁ぎ先 ⑩⑪ 姉の嫁ぎ先 ⑩⑪ 弟が婿にいつている、妻の実家	⑩⑪ 同左 ⑩⑪ 分家(3代目)

(聞き取り)

この関係では、世帯主の兄弟姉妹が一件(二二・九%)と最も多く、ついで世帯主の母の兄弟姉妹が一〇件(二〇・八%)で、「遠い親類」と本分家関係はそれぞれ五件(一〇・四%)である。世帯主夫婦と世帯主の父母の二世代における兄弟姉妹とも割合の上では多くなっており、合わせて二六件(五四・二%)ある。その一方で、世帯主の祖父母の兄弟姉妹が三件(六・三%)と減っているのが注目される。

以上、親分子分関係を時期的に古いと思われる順にみてきた。その結果、親分子分関係は「遠い親類」や本分家の関係から世帯主夫婦の兄弟姉妹や世帯主の父母の兄弟姉妹の家関係に変わりつつあることがわかる。そこで、⑨④と⑬⑨の場合を事例にとって、「亭主役」と親分子分の関係をより詳細に考察してみたい。

表9は、㉔と㉓の「亭主役」の家を掲げたものである。世帯主の父が「亭主役」をもらった家は、㉗と㉖の二軒であり、どちらとも二代前に婿のやりとりをしている。それから、㉗は先代に養女をもらい、なおかつ妹が嫁いでいて、㉖は妻の実家である。他方、世帯主は㉒と㉑に「亭主役」をもらっているが、㉒と㉑のどちらとも分家である。親族関係の点からみると、㉒は弟、㉑は父の姉の家であるとともに妻の実家でもある。㉔が「亭主役」をしている家は、さきの㉗と㉓、それから㉒(分家・四代目)と㉑(㉒の分家、㉒の妻の妹)である。

㉓の場合は、世帯主の親の場合は、先代に婿がいつてゐる㉒と弟が婿にいつた㉑(㉒の分家)、それから妻の実家㉒が「亭主役」をしている。世帯主の代は、さきの㉗と㉒、そのほか姉が嫁いだ家㉖と㉒の四軒が「亭主役」をしている。㉒は、新たに弟が婿にいき、また妻をもらっている。世帯主が「亭主役」をしているのは、㉒と分家の㉑(三代目)である。

㉔と㉓の「亭主役」の関係をみると、世帯主の親の代は、婿をやったりもらったりした家、および二代前に婿をだしたりもらったりした家で、さらに妻をもらったり、姉妹が嫁いでゐる家である。そのほか、妻の実家や婿にいつた家がある。世帯主の代は、それ以外に、分家と世帯主もしくは妻の姉妹の家がみられる。このうち注目されるのは、分家が本家の「亭主役」をしている点である。分家といつても世帯主の弟であつたり、父の姉の家で、なおかつ妻の実家でもある家である。したがつて、これらの場合には、近い親類関係によるのかも知れない。ほかのケースでは、世帯主の親と世帯主の二世代にわたつて、分家(三代目と四代目)が本家と相互に「亭主役」をしている場合などがあることから、分家が本家の「亭主役」をする場合もあると考えられるが、その場合には、かつては本家の衰退とか何らかの事情に困つたものと思われる。何代か経過した分家の場合であっても、本家が分家の「亭主役」をしている場合が依然としてある(㉔は㉒、㉓は㉑)。婿をやったりもらったりし、なおかつ妻や母の実家であつたりするだいな家の場合には、「亭主役」を互いにしている(㉔と㉓、㉒と㉑)。㉔は㉓と、㉗とは二世代にまたがつて、㉓は㉒とそれぞれ互いにおこなつてゐる。さらに、

表 10 ㉔と㉓の親分子分関係 一杉野沢内一

家	世代	親分との関係	子分との関係
㉔	世帯主の祖父	㉓ 昔からの親類	㉓ 「親分」の子供 そのほかは不明
	世帯主の父	㉗ 父の姉が嫁いている	㉓ 分家 ㉓ に婿をもらっている ㉙ ㉗の分家（3代目） ㉑ 3代前に婿にいき、妻の実家でもある㉗の分家（2代目） ㉕ 遠い親類 ㉑ 親が生活の面倒をみた そのほか、土地を貸している人、遠い親類（非農）などいる
	世帯主	㉒ 3代前に養子をやり、2代前に婿をもらっている	㉓ 第一分家（8代目）で、妹が嫁いている ㉗ 三代前に嫁をもらい、二代前に養女をもらい、なおかつ父の妹が嫁いている
㉓	世帯主の父	㉔ 前出	不明
	世帯主	㉔ 前出	㉑ 母の実家 ㉑ 分家（2代目） ㉓ 父の弟が婿にっている ㉑ ㉓の分家 ㉑ 2代前と弟が婿にいき、妻の実家でもある ㉑ の分家（3代目）、父の妹が嫁いている ㉑ ㉓の分家（初代） ㉗ 姉が嫁いでいる ㉑ 父の姉が嫁いでいる

(聞き取り)

注目されるのは、世帯主の代には、新たに世帯主夫婦の姉妹の家がみられる点である。こうした関係は、世帯主の親の代にはみられなかったことから、新しい傾向といえるかもしれない。

つぎに、親分子分関係についてみてみよう(表10)。⁹⁴の世帯主の祖父の代には、世代を通じて¹³と相互に親分子分をしている。そのほか、表には記していないが、⁹⁴の曾祖父が⁷⁶の祖父の「親分」をしている。したがって、⁹⁴は¹³と⁷⁶と相互に世代を通じて親分子分をしていることがわかる。⁹⁴は¹³から何代かにわたって婿をもらっており、⁷⁶は⁹⁴の父の姉が嫁いでいる。また、三代前に⁹⁴から養子をもたらった¹³は、祖父が⁹⁴の分家¹³と⁷⁶の、父が⁹⁴の「親分」をそれぞれしている。¹³と¹³はいずれも自己のマキをもっている旧家である。これらの四軒は、いずれも婿や養子などで結ばれた本家格の家であり、¹³を除いて相互に親分子分をしている。

⁹⁴と¹³の場合において、本家が分家の「親分」をしているのは、⁹⁴が⁶³、¹³が¹¹の二件である。もっとも、前者は妹の子供という理由に因っているので、純粋に本家が分家の「親分」をしているのは後者のみである。多くは、マキに属し親類関係にある他の家系の分家を「子分」としている。⁹⁴が⁴⁹(⁷⁶の分家)と¹¹(⁷⁷の分家)、¹³が¹³(⁹⁴の分家、父の弟が婿)と¹¹(¹³の分家)、¹¹(⁹⁴の分家)、¹¹(¹¹の分家)、¹¹に弟が婿)の「親分」をしているのがそうである。そのほか、親が兄弟姉妹というのが、⁹⁴が⁴⁷、¹³が¹¹と⁷⁰、世帯主の兄弟姉妹というのが、⁹⁴が⁶³、¹³が⁷⁶である。こうした関係は、近年みられるようになったという。いずれにしても、親分子分関係を結んでいる家は、同じマキのメンバーがほとんどである。したがって、これまでの親分子分関係は、大きく分けると二つ認められる。一つは、婿や養子によって親類関係にある本家格の家どうしの間で互いに親分子分をする形態、もう一つはマキの中で本家格の家が分家格の家の「親分」をする形態である。分家が本家の「親分」をしているのは、全体で二件しかなく、しかもその場合は本家が衰退している。したがって、分家が本家の「親分」をすることは、きわめて少ないといえる。

ところで、マキは農作業をおこなうにあたって中心をなすものであり、そのためにはマキのメンバーが強い親類関係で結ばれる必要があった。しかし、だじな親類が遠い血縁関係になってしまった場合、親分子分関係を儀礼的に結んで近くしようとしたのである。それは、何よりも親分子分関係がマキの結合を強化するために結ばれてきたことをもっている。

四 むすびにかえて

杉野沢は雪深い山村ということもあって、これまで高い村内婚率を示してきた。なかでも、婿や養子をやったりもらったりすることが多かった。㊦の場合でも、世帯主の三代前に、長男を婿にだし、次三男を養子にだし、末娘が婿をとって家を継いでいることは既に述べたとおりである。杉野沢においては、マキは本分家のほかに、こうした婿や養子をやったりもらったりして親類関係にある本家格の家とその分家から成っている。親分子分関係は、そうしたマキのメンバーどうしで結ばれ、遠くなった親類を儀礼的に近くしてマキの結合を強化するものであった。そのさい、親分子分関係には二つの形態がみられた。一つは、婿や養子を介して親類関係にある本家格の家どうしで相互に親分子分をする形態、もう一つは、本家格の家が親類関係にある分家格の家を「子分」にする形態である。いずれの形態とも主従的ではなく、親和的融和的である。かつては、このほか生活の面倒をみた人、村外に居住している親類の人などと親分子分関係を結んできた。近年は、世帯主夫婦の兄弟姉妹といった近い親類関係の間で結ばれる傾向がある。しかし、仲人を会社の上司に頼むケースが増えている、親分子分の慣行自体が消滅しつつある。

ところで、親分子分関係の性質には少なからず家のもつ性格が反映されている。家の性格をみるうえで、「亭主役」の

関係をおさえておくことは重要である。「亭主役」はその家に代わって家の行事をつとめる人であり、代替わりに伴って変わるのが普通である。婿や養子をやったりもったりし、なおかつ妻の実家であったり、姉妹が嫁いでいるようなだじじな親類の場合には、互いに「亭主役」をしている。また、本家が分家の「亭主役」をしているばかりでなく、妻の実家や婿にいった家が「亭主役」をしている場合もある。このような「亭主役」の関係は、系譜関係に基づく家の権威を壊す側面を有している。杉野沢のマキは、系譜関係にある本分家のみから成っているのではなく、婿や養子で結ばれた親類も含んでいる。「亭主役」の家関係は、マキのこのような構成にとつてまさに適合するものであった。親分子分関係が本分家関係と必ずしも重複しないで、親類関係の間で結ばれることが多い点に、「亭主役」が有する家の性格を窺うことができる。そして、近年は、分家が本家の「亭主役」をする場合もみられる。この場合には近い親類関係を有している。マキが解体したこんにち、世帯主夫婦の兄弟姉妹など近い親類が「亭主役」をする場合が増えてきたことに因るものと思われる。

新潟県寺泊町野積地区では、杉野沢とは違って、かつて分家や係分家のナカウドは総本家がおこない、「亭主役」も父親と総本家がおこなっていた。⁽⁶⁾ その背景には、野積では、同族関係が地主小作関係と網元舟子関係と重複して強力な本家地主による分家支配がおこなわれてきた点を指摘することができる。その点で、野積の親分子分関係は「大垣外型」であったといえるだろう。

杉野沢の親分子分関係は、大垣外のように、本家分家関係とほとんど重複することなく、また世襲的でも、主従的でもない。⁽⁷⁾ そうかといって、上湯島のように、本家と分家が相互に親分子分をしているのでもなく、任意に選択して結んでいるわけでもない。杉野沢では、婿や養子をやったりもったりしている親類の本家格の家どうしが相互に親分子分をした⁽⁸⁾り、そうした親類の分家を「子分」にしている。その点において、親分子分関係は、一定の範囲内で選択がおこなわれて

いるといえるだろう。さらに、それはマキの結合を強化するために、儀礼的であり、親和的融和的である。また、上湯島のように、親分子分関係が凝集性をもっていないわけではない。「子分」が「親分」のマキに加わって田植や稲刈をおこなっており、その点で凝集性をもっている。以上のように、杉野沢の親分子分関係は、「大垣外型」と「上湯島型」の両方の性質を複合しており、両者の中間に位置づけられるように思われる。

注

- (1) 長島信弘「社会科学の隠喩としての家族」『現代思想』、六月号、一九八六。原ひろ子編『家族の文化誌』、弘文堂、一九八六、などを参照されたい。
- (2) 管見では、長沼光照「野積の社会組織」(『日本民俗学会報』、三九、一九六五)が「亭主役」について考察している。そのほか「亭主役」について触れているものには、伊賀光屋、中条力、伊賀貴子「小中川地区の葬送にみるシンルイと組」『飛燕』、第二号、一九八三などがある。
- (3) 滝沢定春「杉野沢村の歴史」『百年の歩み 杉野沢小学校』、一九七四。中前中戸は持地価三五〇円以上、同下戸は二三〇円以上、小前上戸は六五円以上、同中戸は三〇円以上、同下戸は三〇円未満である。
- (4) 来住者が定住する場合、土地の娘をもらって定住することが多い。その場合、娘の実家から何らの分与があることもあるが、分家になった例は聞かれなかった。またワラジヌギということも聞かれなかった。
- (5) 親分子分および「亭主役」については、『妙高高原町史』(一九八六)には取り扱われていない。
- (6) 長沼光照 前掲論文。
- (7) 服部治則『農村社会の研究』、御茶の水書房、一九八〇、三四六―三四七頁を参照。

(付記)

本研究は、文部省科学研究費による昭和五十九・六十年(第一般研究(B)(代表者武井楨次)の補助をうけて実施したものである。調査を実施するにあたって、妙高高原町役場の総務課と観光経済課のかたがたをはじめ、杉野沢の皆様、なかでも竹田平八郎氏、

武田幸雄氏、岡田悟氏、山川サヨ氏からは格別の御協力を賜った。また、調査にあたっては、新潟大学助教授武井楨次氏をはじめ新潟大学人文学部行動科学講座の学生の協力を得た。執筆にあたっては、新潟大学教授松本和良氏の協力をいただいた。これらのかたがたに厚く御礼申し上げたい。なお、本稿は第五八回日本社会学会（昭和六十年）において報告した原稿に加筆修正を加えたものであり、数値、統柄などはすべて昭和五十九年の調査時点のものである。

（新潟大学）